

ついで、議会に対して再度協議する考えはないか。

答 (元田村長) 議会の全員協議会より、村民にオープンにしなければならぬので、公開討論会で論じたい。

官と民との共生協働の事業について

稲澤 紀穂 議員

問 (稲澤議員) 官と民との共生協働の事業に対しての見解を伺う。

答 (元田村長) 集落、ボランティア、NPO法人などの多様な主体が、対等な立場で目的達成するために協力することだと認識している。協働事業の中には、様々な事業が見込まれるが、NPO法人等の特性を活かし、より質の高い事業効果が期待される事業については今後も積極的に取り組む、共生協働の村づくりが大事であると考えてる。

産業振興について

山下 春英 議員

問 (山下議員) 産業振興の方向性は。

答 (元田村長) 農林水産業の振興を進める。

問 (山下議員) 夢と希望が持てる産業振興を提唱しているが、今後の方向性は。

答 (元田村長) 農林水産業の振興なくしては、本村の振興は無いと考えている。農業の振興では、サトウキビの面積拡大を図るために、農家への助成措置を行っている。林業の振興は、樹種転換事業を推進していく。水産業の振興は、クロマグロの出荷時に発生する大量の内臓を活用した加工品の開発ができないかなどを事業者と協議している。

インシシ防護柵について

山下 春英 議員

問 (幸議員) お金になる産業振興の具体的な方策は。

答 (元田村長) 活性化センターや販売所をどのように活用するかに尽きるところと思う。運営方法については、職員の中でプロジェクトを組ませ、課題解決に取り組んでいるところである。

赤土山一帯の

松井 辰夫 議員

問 (松井議員) 赤土山一帯の再利用は。

答 (元田村長) 整備構想を作成し、取り組みたい。

問 (松井議員) 赤土山一帯は以前、牛の放牧、観葉植物の育苗等が行われていたが、現在は荒廃地となっている。農地等への再利用はできないか。

答 (元田村長) 児童生徒の教育の向上、村民

問 (山下議員) 嶺原地区のインシシ防護柵について。

答 (元田村長) 阿室集落に設置する予定であるが、平田集落については、東日本大震災の影響で予算が流動的であり、まだ決定していない。

安全な避難誘導と避難施設の整備について

山下 春英 議員

問 (山下議員) 高齢者や寝たきりの方々の安全な避難誘導について伺う。

答 (元田村長) 避難勧告や避難指示が発令された時は、それぞれの地区で消防分団長や自主防災組織の会長(区長)の指示により、避難することが大切だと考える。

問 (山下議員) 避難が長期になった時の施設を整備する考えはないか。

答 (元田村長) 二次避難場所として、社会福祉協議会「やけうちちの里」を指定している。今後は、自治体に似合うような防災センターが必要ではないかと考える。

原発と放射性廃棄物等の持込拒否条例について

山下 春英 議員

問 (山下議員) 原発に対しての考えを伺う。

答 (元田村長) 東日本大震災により、原発の安全神話が覆され、原発のリスクの大きさに大変驚いている。しかし、国内の必要電力数の約3割を原発に依存していることから、すべての原発を停止することは、現時点では不可能だと思う。今後は、風力・水力・太陽光・バイオマス・地熱など、再生可能なエネルギーの活用が期待されると考える。

問 (山下議員) 放射性廃棄物等の持込拒否に関する条例を制定しているが、再度村長の考えを伺う。

答 (元田村長) 今の条例を守りながら、新しいエネルギーを採るよう自助努力もしたい。

活性化事業の具体的な構想について

幸 春美 議員

問 (幸議員) 「全員参加の村おこし」を提唱しているが、今後の活性化事業の具体的な構想は。

答 (元田村長) 農業振興はサトウキビ栽培面積の拡大のため、圃場整備事業や土地改良事業を推進したが農家の高齢化で面積拡大が図られない状況である。タンカン・マンゴー・カボチャ・パッションフルーツ生産を奨励し、販売体制の確立を図り農家の所得向上に努める。水産業振

興は、マグロ・クルマエビ・真珠企業と行政が更なる信頼関係を構築し、新たな加工品の開発を検討している。

第一次産業の振興発展が不可欠であり、加工産業に連動していくものと思う。村民一人ひとりの声を聞き、村民全員参加の村おこしに取り組んでいきたい。

水産業の加工品について

幸 春美 議員

問 (幸議員) 水産業の振興で加工商品の開発を検討中とあるが。

答 (元田村長) 産業廃棄物として処理している養殖マグロの内臓を活用することを考えている。今後は、専門家やバイオに詳しい大学と連携し廃棄物(マグロの内臓)を活かす方法を考える。

産業振興の具体策とは

幸 春美 議員

答 (元田村長) 児童生徒の教育の向上、村民

や観光客の自然体験の場として活用したいと考えており、整備構想を作成し、再利用に向けて取り組みたい。

堆肥センターについて

松井 辰夫 議員

問 (松井議員) 堆肥センターの運営はどうなっているか。

答 (元田村長) 平成二十二年度は堆肥の製造を丸良建設に委託していたが、丸良建設から辞退の申し出があり、平成二十三年度からは元氣の出る公社で社員を引き継ぎ、直営で運営している。

結いの館とうけん市場の活用と運営について

元山 公知 議員

問 (元山議員) 結いの館の委託費やそれに関する補助金をしっかり分析して、今後の運営に役立てるべきだと思うが、村長の

考えを伺う。

答 (元田村長) 特産品を作ったり、売ったりするというのは、根気と粘りが必要で、長い目でじっくりと見れるか、またそれに対してお金をどれだけ投入できるのかということを考える。析しなければならぬと考える。

問 (元山議員) 現在、結いの館はCASシステム等多額の設備投資をしたにも関わらず、活用されてなく、宝の持ち腐れ状態である。早急に再開すべきだと思うが。

答 (元田村長) 結いの館に関する諸問題を、一つ一つ解決するため、また、国に責任を示すため努力していますので、もう少し猶予をいただきたい。

問 (元山議員) うけん市場の活用と運営はどうなっているか。

答 (元田村長) 区長に呼びかけ、各集落から1品ずつ持ち寄り、販売する体制を考えたが、まだ話がまとまっていない。地域女性団体連絡協議会に協力いただき、販売、管理運営の募集をしたが、応募がありませんでした。うけん市場の中に宇検村観光協会(仮称)を発足させ、観光産業の拠点にできないか考えている。

問 (元山議員) 観光産業の拠点として利用するのは、大変素晴らしい発想ですが、その詳細を伺う。

答 (元田村長) 村内の商工会、漁協、JA、また村民の方々、企業の方々が参入し、観光協会を組織していただきたい。職員を配置し、物産の販売をしながら、観光関係の窓口になるような施設を目指したい。

移動援護相談の実施について

鹿児島県では、移動援護相談を奄美大島1市1村で実施します。

これは、戦傷病者や戦没者のご遺族等に対する援護や軍人恩給などに関する疑問について、県庁社会福祉課の職員が、直接、県民の皆様のご質問にお答えするものです。

どうぞ、この機会に遠慮なくご相談ください。

1. 日時・会場

■平成23年9月15日(木) 13:00~16:00 宇検村元気の出る館

■平成23年9月16日(金) 9:00~16:00 奄美市役所

2. 相談内容

■戦傷病者や戦没者等の妻に対する特別給付金

■援護年金

■戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

■旧軍人の恩給や扶助料

3. その他

事前の申込みは必要ありません。会場に直接お越し下さい。また、相談内容に関する資料をお持ちの方は、当日ご持参下さい。【問】県庁社会福祉課恩給係 TEL099-286-2828



浄化槽の『法定検査』受験のお願い！ ～よりよい水環境を守るために～

浄化槽法では、適正な使用、保守点検、清掃が行われているか、また、きれいな水が放流されているかを確認する法定検査が義務づけられています。

検査は、県知事が指定した検査機関である『(公財)鹿児島県環境検査センター』の検査員が事前にお知らせの封書をお送りした上で、改めて『ハガキ』で通知する検査日にお伺いし、現場での検査と浄化槽の放流水を持ち帰って水質検査を行います。

つきましては、検査の趣旨をご理解の上、受験していただきますようお願いいたします。

法定検査

設置工事や保守点検を含めた維持管理が適正になされているかを確認し、水質検査や外観検査、書類検査を行います。

法定検査の検査料金(5人～10人槽)

単独処理浄化槽 4,000円

合併処理浄化槽 6,000円

【お問い合わせ先】

・(公財)鹿児島県環境検査センター

TEL099-223-3185

・鹿児島県生活排水対策室 TEL099-286-3685

・宇検村役場 住民税務課 TEL0997-67-2211



平成23年度

人権同和教育講演会のお知らせ

差別や偏見のない明るい地域社会とするために、身近な人権について考えてみませんか。

■趣旨 自分たちの身の回りの差別事象や人権問題に目を向け、自らの言動を振り返り、人権教育への意識を高める機会とする。

■日時 平成23年9月2日(金)午後7時から午後8時30分まで

■会場 宇検村元気の出る館 大ホール

■対象者 宇検村民の方

■主催 宇検村教育委員会

■講師 田中浩先生

(大島教育事務局社会教育主事兼専門員)



お問い合わせ先・・・宇検村教育委員会

TEL0997-67-2261

お知らせ

INFORMATION



奄美マングースバスターズよりお知らせ

現在、奄美大島では、外来種であるマングースを捕獲するために筒型と、カゴ型の2種類のわな(筒式わな、カゴわな)を設置しています。カゴ型のわなは、主に本島中南部の希少野生生物の生息が確認されているエリアで使用しております。

宇検村にお住まいの皆さんも、林道や山中で見かける場合があるかと思いますが、誤って触れてしまうと誤作動を起こすことがありますので、お手を触れぬようお願い致します。

また、捕獲とは別に現在マングース生息の有無を確認するため、自動撮影カメラやマングースの毛を採取するためのわな(ヘアトラップ)を設置しております。



平成22年からモニタリング調査を始めて、マングースの生息が確認されていなかった宇検中央林道2号線の冠岳近く(図1)でマングースが確認され、その後宇検村内の目撃情報も増加する傾向にあります。

マングース生息域の拡大を防止するため宇検村内でのマングース目撃情報のご提供をお願いいたします。



【マングースの目撃情報や活動に関するお問い合わせ先】

・財団法人自然環境研究センター TEL0997-58-4013

・環境省奄美野生生物保護センター TEL0997-55-8620

飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定 ～10月以降ねこの登録手続きをお願いします～

大島本島内5市町村においては、上記条例について平成23年10月1日から実施する運びとなりました。

世界自然遺産登録を目指している大島本島内の5市町村においては、広域的な取組み運動の一つとして、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定める事により、住民の動物愛護への意識を高めるとともに飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギその他の野生生物への被害を防止すること等を目的に今回条例の制定を行いました。

その内容の要点を下記へまとめましたのでご覧いただき、今後、村の実施する下記の取組み等にご協力をお願いいたします。

- ねこの登録については、10月以降各受付を行ないますので手続きを行ってくださるようお願いします。
- ねこを所有し、又は飼養及び管理する者は、飼い猫1匹につき500円の登録手数料が必要となります。その際に首輪と鑑札を交付いたします。
なお、生後90日を経過したねこが登録の対象となります。
- ねこの登録に際しては、ねこを連れてくる必要はありません。
- ねこの繁殖制限（去勢・避妊）に努めてください。
- マイクロチップの埋め込みに努めてください。
- 適正飼養に努め、糞等を適正に処理し、悪臭が発生しないように努めてください。
- ねこを室内で飼養するように努めてください。
- ねこを山林等に捨てないでください。ねこなど愛玩動物を遺棄すること（捨てること）は犯罪になります。
- ねこを飼養することができなくなった場合においては、譲渡するよう努めてください。譲渡先がない場合においては、名瀬保健所（TEL 52-5411）に相談してください。



お問い合わせ先・・・宇検村役場住民税務課
TEL0997-67-2211

東日本大震災関連の義援金を支出した方へ

個人の方が、国又は被災自治体への寄附金並びに東日本大震災に関連し日本赤十字社などへの義援金を支出した場合（報道機関等を通じて支払った場合を含む）、一定の要件の下、所得税・住民税が減額される場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署へご相談下さい。（国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>）



お問い合わせ先 大島税務署 TEL:0997-52-4321
※自動音声案内に従い「2番」を選択してください。

米トレーサビリティ法に関するお知らせ

米トレーサビリティ法は、平成21年4月に制定された法律で、問題が発生した場合などに、流通ルートを手早く特定するため、①米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、②産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けるものです。

取引等の記録の作成・保存 (平成22年10月1日の取引等から適用)

対象品目である米・米加工品の①取引、②事業所間の移動、
③廃棄などを行った場合には、その記録を作成し、保存して下さい。

本制度の対象品目となる米・米加工品は、以下のとおりです。
●米穀（玄米・精米等） ●米粉や米こうじ等の中間原材料
●米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん
対象事業者は、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての方（生産者含む）となります。



記録事項 / 品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 等

産地情報の伝達 (平成23年7月1日以降に出荷する米穀から適用)

- ①原材料に占める割合の多い順に記載。
- ②産地が3カ国以上ある場合には、上位2カ国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要です。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報の伝達を行うことが必要となります。

ただし、JAS法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、JAS法に従い、これまでどおり表示して下さい。

※詳しくは右記へお問い合わせ下さい。

・農林水産省九州農政局 TEL099-222-0121
・鹿児島農政事務所消費流通課 TEL099-223-5446



司法書士による法律相談会（無料）のご案内

【問】宇検村商工会
☎0997-67-2661

宇検村商工会の主催により、村元気の出る館において、司法書士による「法律相談会（無料）」を下記のとおり開催いたします。

多重債務、悪質商法、架空請求、近隣トラブル、相続、成年後見、不動産や会社の登記など、司法書士がお手伝いできるお困り事何でも結構ですから、一人で悩んでいないで、是非相談にお越し下さい。事前に予約なされると、優先的にご相談頂けます。

【相談日時】平成23年9月10日（土）午前9時～午後3時

【相談場所】宇検村生涯学習センター 元気の出る館

※本相談会での直接受託は行っていません。正式な依頼に至った段階で、費用が発生致します。



**すくすくと
育て玉黄金
育て為になれ島の宝**



ただいまヤンチャ盛りの子ビツ子です。
ご紹介します。



保池 鉄てつしん心こころ H22・7・24生 久志

(保護者) 登

村民のついで

(七月末日現在)

■誕生おめでとう

H23・6・2生

三原 陽菜ひな女 湯 湾

(保護者) 良 治

H23・6・6生

川良 勇介ゆうすけ男 宇 検

(保護者) 貴 幸

H23・7・9生

中田 凛りんたろう太朗男 芦 検

(保護者) 翔 平

H23・7・15生

國馬 夢羽むわあ葵女 湯 湾

(保護者) 康 弘

H23・7・19生

川畑 晴はる男 芦 検

(保護者) 亮

■ご結婚おめでとう

重山 直毅(須 古)

山口 廣美(佐賀県)

小野 薫(福岡県)

森山美奈子(阿 室)

■ご冥福をお祈りします

川淵絹枝(75歳) 宇 検

岸本宇佐彦(84歳) 田 検

社協だより

(七月末日現在)

次の方々から村社会福祉協議会へ、香典返しにかえて寄付がありました。

故人のご冥福をお祈りすると共に、厚くお礼申し上げます。

■香典返し

川淵恵美子 宇 検

亡 母 川淵絹枝

山野 幸子 平田

亡 夫 山野正美

篠崎 博典 鹿兒島市

亡 妻 篠崎市子

中田タケヲ(95歳) 平田 森 佐喜男 田 検

山野正美(64歳) 平田 亡 兄 岸本宇佐彦

河村宏隆(59歳) 宇 検 碩 清志 福岡県

碩美佐子(70歳) 芦 検 亡 妻 碩美佐子

植原ヤスエ(101歳) 宇 検 山下 とみ 生勝

山下徳茂(91歳) 生勝 亡 夫 山下徳茂

前島すみ子 湯湾

亡 母 植原ヤスエ

広報お礼

(七月末日現在)

豊岡幸雄 神奈川県 石良

森田秀義 大阪府 佐念

吉永弘明 東京都 屋鈍

津田 尹 埼玉県 宇 検

幸田孝一郎 千葉県 芦 検

坂井正道 神奈川県 芦 検

元 秀弘 岡山県 湯湾


篠崎博典 鹿兒島市 湯湾

篠崎靖博 霧島市 湯湾

村の人口
(平成23年7月末現在)

男	941人
女	1,029人
計	1,970人
世帯数	1,070

オータムジャンボ宝くじ



この収益金は、市町村の明るいまちづくりや地域の福祉向上のために活用されます。

■販売期間 9月26日～10月14日

■抽選日 10月21日(金)

■当選金 1等 1億5千万円